

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則…………… (農業支援課)	32
○農地法施行細則の一部を改正する規則…………… (農地調整課)	32
告 示	
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	33
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	33
○道路の供用の開始…………… (道路課)	33
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	34
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……………	34

規 則
<p>農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年3月13日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>北海道規則第5号</p> <p>農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 農業協同組合法施行細則 (平成15年北海道規則第73号) の一部を次のように改正する。 第29条中「第231条第1項第19号」を「第231条第1項第21号」に改める。 第41条第1項中「第231条第1項第20号」を「第231条第1項第22号」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成24年3月31日から施行する。</p> <hr/> <p>農地法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年3月13日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>北海道規則第6号</p> <p>農地法施行細則の一部を改正する規則</p>

農地法施行細則 (昭和45年北海道規則第137号) の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「別記第3号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条第2項中「において準用する政令第3条第2項」を削り、「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項中「別記第5号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「第3条第2項」を「第7条第2項」に、「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「別記第6号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項中「第3条第2項」を「第7条第2項」に、「別記第7号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「別記第8号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「別記第9号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「別記第10号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「別記第11号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「別記第12号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「別記第13号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「第3条第1項、」を削り、同条を第11条とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第4号様式中「(第3条、第4条関係)」を「(第2条、第3条関係)」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第5号様式中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第6号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第7号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第8号様式中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第9号様式中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第10号様式中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第11号様式中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第12号様式中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第13号様式中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第153号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 浦河郡浦河町字姉茶571の1・572の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 浦河郡浦河町荻伏町77・79・80(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第154号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 岩内郡共和町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 旅来豊頃停車場線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	中川郡豊頃町旅来50番地先から 同郡豊頃町旅来72番2地先(河川敷地)まで	H24. 3. 13
道道 直別共栄線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	十勝郡浦幌町字チブネオコツベ12番2地先から 同郡浦幌町字チブネオコツベ11番17地先まで	同
	十勝郡浦幌町字チブネオコツベ9番1地先から 同郡浦幌町字チブネオコツベ9番1地先まで	同

道道生花大樹線 中川郡幕別町忠類幌内112番2地先から H24. 3.13
北海道十勝総合振興局 同郡幕別町忠類幌内112番2地先まで
帯広建設管理部

北海道告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
相生蘭越線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	磯谷郡蘭越町蘭越町529番3地先から 同郡蘭越町蘭越町11番4地先まで		前	14.02mから 21.16mまで	177.83m	道道蘭越停車場線重複 L=5.50m
			後	14.02mから 23.41mまで	171.50m	道道蘭越停車場線重複 L=5.70m
直別共栄線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	十勝郡浦幌町字チブネオコツペ9番1地先から 同郡浦幌町字チブネオコツペ9番1地先まで		前	19.99mから 80.76mまで	59.29m	—
			後	19.99mから 80.76mまで	59.29m	—

総合振興局告示及び 振興局告示

北海道空知総合振興局告示第16号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年3月13日

北海道空知総合振興局長 武田 裕二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
(2) 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり37,000枚
- 2 落札を決定した日

平成24年2月24日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社ダイマル
- (2) 住所 岩見沢市4条西5丁目

4 落札金額

基本料金 300円
複写料金 0.61円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年1月27日付け北海道空知総合振興局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道空知総合振興局保健環境部保健福祉室保健福祉企画課
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第44号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年3月13日

北海道オホーツク総合振興局長 有好 利典

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1)ア 複写機等の賃貸借契約その1
デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定枚数
1台 フルカラーモード 450枚（1月当たり）
黒モード 210枚（1月当たり）
モノカラーモード 2枚（1月当たり）
- (2)ア 複写機等の賃貸借契約その2
デジタルモノクロ広幅複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定カウント数
1台 1,110カウント（1月当たり）
- (3)ア 複写機等の賃貸借契約その3
デジタルモノクロ広幅複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価）

- イ 調達台数及び調達予定カウント数
1台 110カウント（1月当たり）
- 2 落札を決定した日
平成24年3月2日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1)ア 氏名 株式会社グリーンウッド
イ 住所 札幌市豊平区美園2条6丁目63番地
- (2)ア 氏名 株式会社タカノ商事
イ 住所 北見市常盤町6丁目8番地9
- (3)ア 氏名 フロンティア株式会社
イ 住所 斜里郡斜里町港町7番地9
- 4 落札金額
- (1) 基本料金 11,800円
複写料金 フルカラーモード 19.0円
黒モード 3.7円
モノカラーモード 4.0円
- (2) 基本料金 35,300円
複写料金 500カウントまで1カウント当たり 10.5円
501カウントから1,000カウントまで1カウント当たり 8.0円
1,001カウント以上1カウント当たり 7.2円
- (3) 基本料金 35,000円
複写料金 11.6円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成24年1月20日付け北海道オホーツク総合振興局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目
-